

第30号議案

中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月16日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険条例（昭和34年中間市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中間市国民健康保険条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

中間市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保健事業)</p> <p>第8条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）<u>第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第8条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）<u>第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>